

議案第十四号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「三十八万円」を「四十二万円」に改める。

第十五条を次のように改める。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年

法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)、第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「

基礎控除後の総所得金額等」という。）に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第十五条の四第一項第一号中「百分の八十」を「百分の六・一三」に、「百分の六十四」を「百分の六十五」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第二項第六号ただし書」を「第二十九条の七第二項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「百分の三十六」を「百分の三十五」に改め、同条第二項を削る。

第十五条の六及び第十五条の十一中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十五条の十二第一項第一号中「百分の二十三」を「百分の一・九六」に、「百分の六十四」を「百分の六十七」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第三項第五号ただし書」を「第二十九条の七第三項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「百分の三十六」を「百分の三十三」に改め、同条第二項を削る。

第十五条の十四及び第十六条の三中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十六条の四第一項第一号中「百分の十一」を「百分の〇・九五」に、「百分の五十三」を「百分の五十二」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第四項第五号ただし書」を「第二十九条の七第四項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「一万二千元」を「一万三千二百円」に、「百分の四十七」を「百分の四十八」に改め、同条第二項を削る。

第十六条の六を削る。

第十九条第三項を削る。

第十九条の二第一号中「地方税法第七百三条の五の規定の例により」を削り、「算定した」の下に「地方税法第三百十四条の二第一項に規定する」を、「総所得金額」の下に「（同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同

法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）を、「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、「同法」を「地方税法」に改め、同号ハ中「八千四百円」を「九千二百四十円」に改め、同条第二号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同号ハ中「六千六百円」に改め、同条第三号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同号ハ中「二千四百円」を「二千六百四十円」に改める。

第十九条の三中「都民税額及び特別区民税額」を「規定する総所得金額」に改め、「都民税及び特別区民税の課税標準である」及び「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「給与所得を」「給与所得については、」に、「として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）」を「によるものとする。次項において同じ。」と、「所得の金額（同

法」とあるのは「所得の金額（地方税法）」に、「総所得金額」を「総所得金額（同法）」に改め、「）」と、「同法」とあるのは「」を削る。

付則第三条中「（以下「公的年金等所得」という。）」を削り、「地方税法第七百三条の五の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第七百三条の五の規定の例により算定した」を「総所得金額（同法）」とあるのは、「」に、「）」と、「同法」とあるのは「」を「」によるものとし、「」に改める。

付則第四条から付則第九条までを削り、付則第十条を付則第四条とし、付則第十一条を削り、付則第十二条を付則第五条とし、付則に次の一条を加える。

（平成二十三年度及び平成二十四年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第六条 平成二十三年度及び平成二十四年度における第十五条第一項、第十五条の六、第十五条の十一、第十五条の十四及び第十六条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出に
おいては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

- 一 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の

属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の七十五に相当する金額

二 前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の三第一項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額（千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）をいう。以下この条において同じ。）が百万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十に相当する金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十に相当する金額を控除した額の百分の五十に相当する金額

三 第一号に該当しない者であつて、課税標準額が百万円を超え、賦課期日の属する年の前

年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十に相当する金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十に相当する金額を控除した額の百分の二十五に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第二十条第一項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第一項の規定は、平成二十三年四月一日以後の被保険者の出産について適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十五条、第十五条の四、第十五条の六、第十五条の十一、第十五条の十二、第十五条の十四、第十六条の三、第十六条の四、第十九条の二、第十九条の三並びに付則第

三条及び第六条の規定は、平成二十三年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十二年分までの保険料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の港区国民健康保険条例第十六条の六、第十九条第三項及び付則第四条から第九条までの規定は、平成二十二年度分までの保険料については、なおその効力を有する。

(説明)

国民健康保険料の算定方式を変更するとともに、保険料率及び出産育児一時金の額を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。